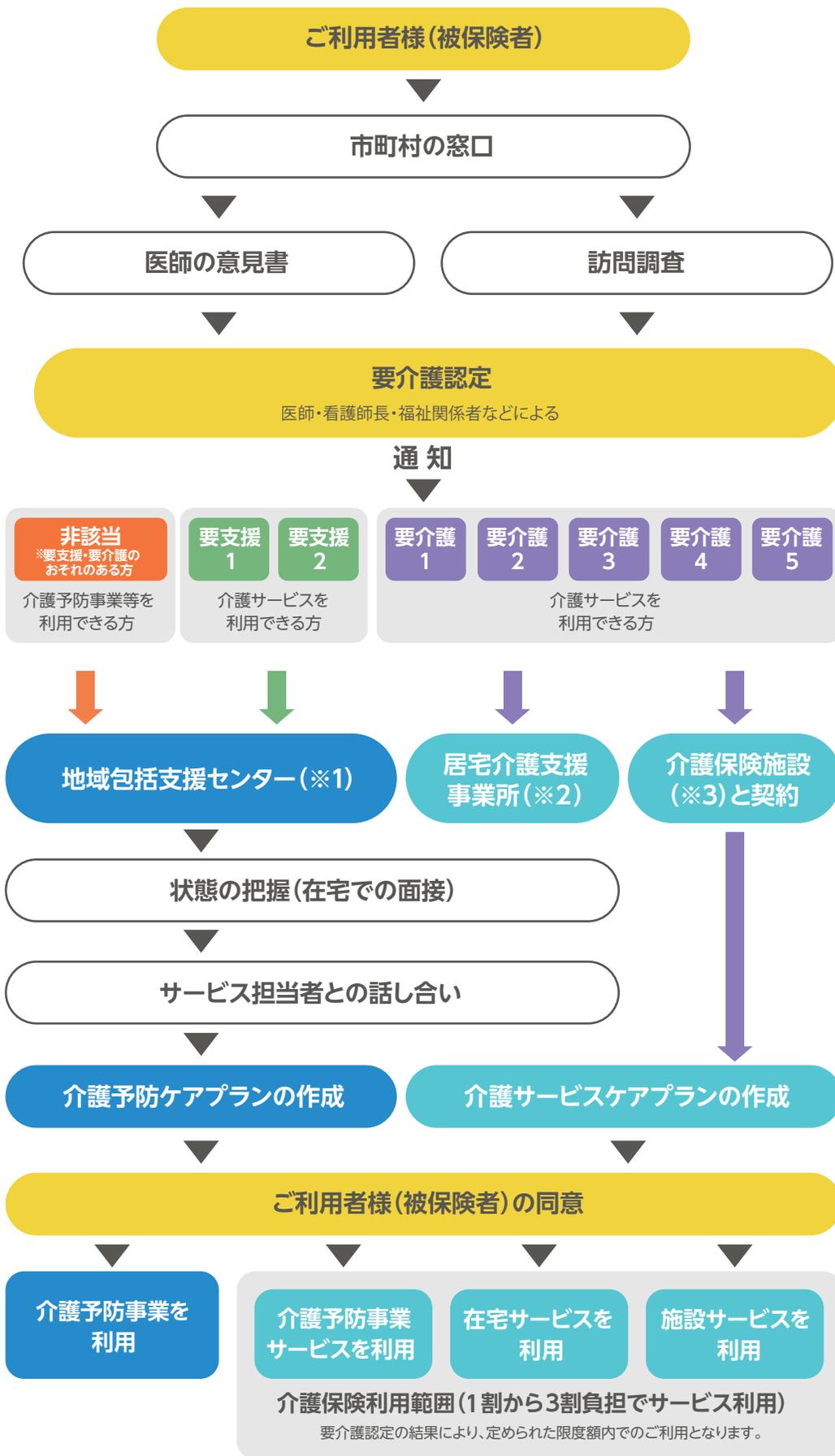


🌸 介護保険サービス利用図



※1～地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活をつづけられるようささえていくための拠点として、設置された機関です。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心になって介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

※2～居宅介護支援事業所とは、介護を受ける方、又は介護するそのご家族が安心した生活を送ることができるよう支援するための、県の指定を受けた介護支援専門員(ケアマネジャー)がいる、専門的な相談窓口です。「要介護認定」の申請代行や居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成、介護方法、福祉用具についてのご提案や、介護保険で受けられる居宅介護・支援サービスの紹介や調整・手続き、費用の計算や請求などをケア

※3～介護保険施設とは、介護保険サービスで利用できる公的な施設で、介護施設としての「特別養護老人ホーム」リハビリを中心とした「介護老人保険施設」、長期入院して療養する「介護療養型医療施設」の3種類があります。いずれも要介護の認定を受けた人が対象です。